

（表面）

合意形成手続終了報告書

令和 3年7月2日

三重県知事 あて

事業計画者 住所 三重県伊賀市炊村福王寺1495番地の4
 氏名 有限会社 千堀機工
 代表取締役 堀池光男
 法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 電話番号 0595-47-0373

令和3年3月30日付けで提出した事業計画書について、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第26条第1項の規定により、次のとおり合意形成手続終了報告書を提出します。

産業廃棄物の処理施設の設置等の場所	三重県伊賀市炊村字千谷3634番地1	
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	金属、廃プラスチック類の選別、せん断施設	
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類（石綿含有廃棄物を除く。） （水銀使用製品産業廃棄物を除く。）	
産業廃棄物の処理施設の処理能力	処理能力 1.2t/日：金属0.48t/日（8時間） 廃プラスチック類0.72t/日（8時間）	
事業計画書の公告及び縦覧の実施状況	公告の方法	当社ホームページに掲載
	公告日	令和3年4月9日
	縦覧場所	本社受付窓口・伊賀市大山田支所
	縦覧開始日	令和3年4月9日
	縦覧時間	午前9時00分～午後5時00分
説明会の開催状況	開催日時	令和3年4月26日 午後1時30分
	開催場所	三重県伊賀市炊村字千谷3634番地1
	出席者数	関係住民等 1名 事業計画者 7名

（規格A4版）



(裏面)

説明会実施概要の公告及び縦覧の実施状況	公告の方法	当社ホームページに掲載
	公告日	令和3年4月30日
	縦覧場所	本社受付窓口・伊賀市大山田支所
	縦覧開始日	令和3年4月30日
	縦覧時間	午前9時00分～午後5時00分
意見書の提出件数 (再意見書の提出件数)	1 件 (0 件)	
合意形成が図られたと判断した理由	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第23条の規定に基づき、関係住民等を対象に4月26日住民説明会を開催した結果、同条例第24条に定める期間内に1件の意見書が提出され、提出された意見書に対する見解書を同条例第25条第1項の規定に基づき公告・縦覧に供したところ、6月10日炊村区長より同区組長会を開催し、また、区民に見解書の回覧を行った結果、特に新たな意見は無かったことから区民の了解を得られたものとする旨の報告を受け、その後においても意見書提出期限内に同条例第2項による再意見書の提出が無かったことにより。	
条例第29条第3項の規定により、事業計画を変更した事項の概要	無し	

備考

- 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 事業計画書の公告に用いた書面又はその写し
 - (2) 説明会で配布した書類及び図面
 - (3) 条例第23条第2項の規定に基づき縦覧に供した説明会の実施状況の概要の写し
 - (4) 関係住民等から提出された意見書の写し及び当該意見書に対する見解書の写し（再意見書の提出がある場合には、当該再意見書の写し及び当該再意見書に対する見解書の写し）
 - (5) 条例第29条第3項の規定による届出をした場合においては、当該届出に係る変更後の事業計画書
 - (6) その他知事が必要と認める書類